

若し俺達かにてな要請は改第16回で
れて何方かの一方Kでも賛成しなら水
を立ても大變だ

首筋リ借金伍下並に不松、力素、二と
組外合總當負まぐる會社のベテ
エモ財のめせし、ストラキ解説したからく
して俺達の本筋は休止したのではな
及ばれに之から益々本筋は次第に内々
アガ夫親に一部の債務負は本筋還金
を支給せよと要求して本筋てゐる
俺達の立場の是處が本筋と支替し、納付
いなかつて次の要求を実現させねばならぬ

一、首筋リ工場開鎖総対反対！
二、不松借金即時支払へ!!

八、借金の分割払並に此歸払

総対反対

一、退職手当を即時制定しろ!!

右の要求は又トライを解決条件として
俺達凡て承認したもののゆかり夫迄至

はこの約款を凡ての従業員に一切差別なく
実行せしめねばならぬ。星の従業員はみ
んな難でも会社とは利益が対立し居て以
利害共通して居たる俺達この要水を
因縁の火を以て実行させねばならぬとい
うとK

我乞が一致因縁して産水を充実する

△第10者の勝利は確実だ!!

△俺達は何時でもサボストライ斗争の準備
を要えておる所

△星の従業員は旗の下K結束して勝へ!!

一九三〇. 八. 二二六

5. 8. 13
1527

5. 8. 13

1527

農林第六五六。號

昭和五年八月七日

警視總監丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏

社會局長官吉田恭次

各廳府縣長官殿

(

新嘉坡總領事
新嘉坡總領事

星製紙株式會社解雇社員、紛争其、他ニ關スル件

(別第十五報解説)

北海道管轄部が新協調會館橋本勞働課長等と數次交渉結果前六月ニ至り三万六千百四
十四回ノ分割支拂ヲ協定レ覺高支拂ニ為し解決ドリ
在社員の從業員ニ對ニテノ六月日三至一月終ニ至リ半圓未滿ニハ三月水土考天資開苑、内拂カ當
タルカ否シ不平滿々不日交渉繼續スル事トセ
新嘉坡會社社長宛書狀ヲ用披曉寫ル社員形態ニ落實該請罪下當訴セ

署名